


所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰	
件名	専決処分の承認について（東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付で専決処分により改正した「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を同条第3項の規定により、平成30年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額に係る課税限度額を引き上げ、そのことにより所得割額を引き下げる。 ・低所得者の国民健康保険税の軽減措置となる5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を拡大する。 ・特例対象被保険者等に係る申告の手続きを簡素化する。 <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 中間所得者層の被保険者の負担に配慮した税率が設定できる。 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡大に寄与する。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月16日 平成30年第1回市議会定例会終了後に、市長より議会に対して専決処分をする旨の説明を行った。 ・平成30年3月31日 地方税法施行令等の一部を改正する政令公布、持ち回り庁議にて条例改正審議済み、条例改正の専決処分。改正条例公布。 <p>文書課審査済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会へ議案とするための事務を進めた。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。